

大田二九〇

昭和二十七年七月二十四日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣総理大臣官房総務課長

内閣総理大臣 **大田**

法務総裁

本村国務大臣

本村

広川 国務大臣

吉武 国務大臣

吉武

周東

国務大臣

周東

岡崎国務大臣

岡崎

高橋 国務大臣

高橋

野田

国務大臣

野田

山崎

国務大臣

山崎

池田国務大臣

池田

村上 国務大臣

村上

大橋

国務大臣

大橋

国務大臣

天壽国務大臣

天壽

佐藤 国務大臣

佐藤

岡野

国務大臣

岡野

国務大臣

別紙大蔵大臣請議日本開発銀行法第四十七條

第一項に規定する指定日を定める政令案

三十七 七 三十九
三十七 七 三十九
三十七 七 三十九

を審査したが、右は請議のように閣議決定せられてよいと認める。

政令案

日本開発銀行法第四十七條第一項に規定する指定日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十七年七月二十九日

内閣総理大臣

呈案附箋の通り。

法務府法意大第一七一号
昭和二十七年七月二十九日

大藏省

法第3737号
昭和二十七年七月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大藏大臣 池田 勇人

閣議請議

日本開発銀行法第47條第1項に規定する指定日を定める必要があるので、別紙政令案について閣議を求めます。

大甲ニ九〇

政令第三百八十四号

大藏省

日本開發銀行法第四十七條第一項に規定する指定日を定める
政令案

内閣は、日本開發銀行法（昭和二十六年法律第百八号）第四十七條第一項の規定に基き、この政令を制定する。

日本開發銀行法第四十七條第一項に規定する政令で定める日は、昭和二十七年八月一日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

大藏大臣

内閣総理大臣

大藏省

理由

復興金融金庫の解散時における政府の同金庫に対する出資金で政府の日本開発銀行に対する貸付金となつたものの未返済分に相当する金額を一般会計からの同銀行に対する出資金又は同銀行の準備金として処理すべき日を定める必要があるからである。